



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） ..... 1

### 告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） ..... 1
- 救急病院の申出の撤回（医療政策課） ..... 2
- 除却した工作物等の保管（漁港漁場課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市公園課） ..... 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） ..... 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 4

### 病院事業局事項

- 令和6年度における沖縄県病院事業局職員の夏期等休暇の特例に関する規程 ..... 5
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 5
- 令和6年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏期等休暇の特例に関する訓令 ..... 6
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 6

## 規 則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第43号

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「10年間」を「12年間」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第471号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
琉球大学病院	宜野湾市字喜友名1076番地	国立大学法人琉球大学	令和7年1月1日	令和9年12月31日

**沖縄県告示第472号**

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日
琉球大学病院	西原町字上原207番地	国立大学法人琉球大学	令和6年12月31日

**沖縄県告示第473号**

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137条）第39条の2第4項の規定により、漁港の区域内に放置されていた工作物等を除却し、同条第5項の規定により、当該工作物等を次のとおり保管した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保管した工作物等の表示

船舶番号	船舶名	長さ	幅	色	素材	数量
ON2-0325	くろしお	17m	4 m	白	F R P	1

2 放置されていた場所及び除却した日時

- (1) 放置されていた場所 糸満市字糸満1943番63地先（第3種糸満漁港区域内中地区）
- (2) 除却した日時 令和6年12月3日 午前10時

3 保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 保管を始めた日時 令和6年12月3日 午後1時
- (2) 保管の場所 糸満市字糸満2436番

4 当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が行うべき措置

保管した工作物等の所有者等は、沖縄県南部農林土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 この告示に関する問合せ先

沖縄県南部農林土木事務所 電話番号098-867-2892

**沖縄県告示第474号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 3・3・那1号城岳公園

- 3 事業施行期間 昭和56年4月27日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

**沖縄県告示第475号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第403号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

**沖縄県告示第476号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第273号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那33号十貫瀬公園
- 3 事業施行期間 平成26年4月22日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

**沖縄県告示第477号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和6年12月27日

沖縄県八重山土木事務所長 山 根 博 文

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年11月5日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里宮鳥345番11及び354番57
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 48.44メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

---

## 公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市宇塩屋浜原502番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年12月27日から令和7年1月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ宜野湾店 宜野湾市大山七丁目1400番地74及び1400番地75
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年12月27日から令和7年1月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月28日 沖縄県指令土第182号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原139番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市田原1丁目11番地3ブルーヘブン301 當山真矢
- 5 検査済証番号 令和6年12月16日 第4973号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月1日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年11月16日 沖縄県指令土第836号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宇高嶺溝原537番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市銘苅2丁目6番10号共立クリエイトMS銘苅B-102 丸山博之、那覇市銘苅2丁目6番10号共立クリエイトMS銘苅B-102 丸山夏紀
- 5 検査済証番号 令和6年12月16日 第4974号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月1日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第15号

令和6年度における沖縄県病院事業局職員の夏季等休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 令和6年度における沖縄県病院事業局職員の夏季等休暇の特例に関する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）第20条第15号の規定の適用については、令和6年度にあつては、同号中「毎年5月1日から12月31日まで」とあるのは、「令和6年5月1日から令和7年3月31日まで」とする。

#### 附 則

この規程は、令和6年12月27日から施行する。

### 沖縄県病院事業局管理規程第16号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「及び看護補助員処遇改善手当」を削る。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とし、附則第11項から附則第15項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第16項中「附則第18項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第17項を附則第15項とする。

附則第18項中「附則第20項」を「附則第18項」に、「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第19項を附則第17項とする。

附則第20項中「附則第16項」を「附則第14項」に、「附則第18項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第21項中「附則第18項」を「附則第16項」に、「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第22項中「附則第16項」を「附則第14項」に、「附則第18項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第23項中「附則第16項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第21項とする。

#### 附 則

この規程は、令和6年12月27日から施行し、この規程による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

**沖縄県病院事業局訓令第10号**

令和6年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季等休暇の特例に関する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 本 竹 秀 光

**令和6年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季等休暇の特例に関する訓令**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）第19条第10号の規定の適用については、令和6年度にあつては、同号中「1の年度の5月から12月まで」とあるのは、「令和6年5月から令和7年3月まで」とする。

**附 則**

この訓令は、令和6年12月27日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第11号**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の見出し中「並びに看護補助員及び看護師事務作業補助員処遇改善手当」を削り、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「及び第3項」及び「と」、「看護補助員及び看護師事務作業補助員処遇改善手当」とあるのは「看護補助員及び看護師事務作業補助員処遇改善手当に相当する報酬」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「並びに看護補助員及び看護師事務作業補助員処遇改善手当」を削り、同項各号中「又は第3項」及び「又は看護補助員及び看護師事務作業補助員処遇改善手当」を削り、同項を同条第4項とする。

附則第8条を附則第7条とする。

**附 則**

この訓令は、令和6年12月27日から施行し、この訓令による改正後の沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
-------------------------------------------------------	------------------------------------------------------